○防衛省告示第百七十一号

防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和二年八月十七日から施行する。ただし、海上自衛隊岩国航空基地及び航空自衛隊三沢基地の管理者の指定に係る部分は、同年九月六日から施行する。

令和二年八月七日

防衛大臣　河野　太郎

対象施設	対象施設の管理者
陸上自衛隊旭川駐屯地	旭川駐屯地司令
陸上自衛隊帯広駐屯地	帯広駐屯地司令
陸上自衛隊神町駐屯地	神町駐屯地司令
陸上自衛隊相馬原駐屯地	相馬原駐屯地司令

海上自衛隊大村航空基地	第二十二航空群司令	
海上自衛隊岩国航空基地	第三十一航空群司令	
航空自衛隊千歳基地	千歳基地司令	
航空自衛隊三沢基地	三沢基地司令	
航空自衛隊百里基地	百里基地司令	
航空自衛隊浜松基地	浜松基地司令	
航空自衛隊小松基地	小松基地司令	
航空自衛隊築城基地	築城基地司令	

航空自衛隊新田原基地	航空自衛隊那覇基地
新田原基地司令	那覇基地司令